

委託費内訳書

費目	工種	数量	単位	単価	金額	適用
直接人件費						
	廃棄物収集運搬	1	式			回収日数73日
	廃棄物処分	1	式			回収日数73日
	報告書等作成	1	式			
一般管理費		1	式			直接人件費の15%未満
積算原価						
消費税等						積算原価×10%
委託料						
業務単価		1	日			1 / 73 日
うち消費税等						

学校給食センター廃プラスチック類収集運搬及び処分 業務委託（単価契約）仕様書

1 目的

本仕様書は、川越市（以下「発注者」という。）が、川越市学校給食センターの産業廃棄物（廃プラスチック類）処分業務に当たり、収集運搬及び処分に関し委託する業務について必要な事項を定めるものである。業務委託受注者（以下「受注者」という。）は当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

2 委託期間

契約締結日 ～ 令和9年3月31日

3 委託対象施設

委託場所の施設は、下記のとおりとする。

- (1) 菅間学校給食センター 川越市大字菅間18番地9
- (2) 菅間第二学校給食センター 川越市大字菅間18番地1
- (3) 今成学校給食センター 川越市今成2丁目35番地5

4 業務概要

受注者が回収する産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の種類及び収集処分日数は、下記のとおりとする。

- (1) 廃棄物の種類 廃プラスチック類
- (2) 処理予定数量 9,920kg/年（73日）

5 法律・規則等の遵守

受注者は、発注者の契約諸規定に従うと共に、次の諸法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) その他関連法規関係法令、諸規定、通達等

6 書類の提出

受注者は、この業務の着手にあたり次の書類を提出すること。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書（業務責任者を発注者に通知するためのもの）
- (3) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し・産業廃棄物処分業許可証の写し
- (4) その他（打ち合わせ記録等で発注者が必要と認めたもの）

7 業務の内容

- (1) 収集作業 各学校給食センター内保管場所において受注者が積込む
- (2) 計量方法 受注者が計量装置（トラックスケール）により計量する
- (3) 運搬方法 パッカー車による
- (4) 運搬頻度 73日（別紙予定表のとおり）
1日1回、13時30分以降に各学校給食センターを巡回し回収する
- (5) 処理方法 焼却等（処分方法については、予め発注者に報告する。）

8 諸官庁への届出

受注者は、当該業務にあたり、官公庁へ必要な報告・届出等を行わなければならない。

9 報告書の提出

- (1) 受注者は、業務の実施日ごとに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、業務実施月毎に、最終日の業務が完了したときは、速やかに委託業務実施報告書（委託6）を提出しなければならない。

10 支払い方法等

- (1) 委託費は、1日あたりの単価契約（収集運搬、処分費を含む）とする。
- (2) 支払方法は、月払い（実施月12回）とする。

11 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、単価を記載すること。

12 その他

- (1) 受注者は、業務にあたり誠意をもって履行しなければならない。
- (2) 受注者は、当該業務を第三者に再委託することは出来ない。
- (3) 不測の事態により予定回数を超え回収が必要になった場合は、発注者、受注者協議の上、変更契約を締結し、特別（緊急）回収1回を追加分として実施する。
- (4) 受注者は、業務の遂行にあたり、機器等に損害を与えないように十分に注意するものとする。受注者が損傷させた場合は、発注者側の責に帰する場合を除き、その賠償責任を負わなければならない。
- (5) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

